

# 公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会定款（抜粋）

（会員・社員・役員の選任関係等第2～5章の一部）

## 第2章 会 員

### 第8条（種 別）

本法人会員の種別および資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本法人の目的に賛同し、本法人の対象とする領域またはそれと関連ある領域において、専門の学識・技術または経験を有する者
- (2) 施設会員 本法人の目的に賛同し、本法人の対象とする領域に学術的に関心があり、健診等を実施している施設
- (3) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人または団体
- (4) 名誉会員 本法人に対して多大な功績があり、理事会により推薦された者
- (5) 功労会員 本法人に対して多年の功績があり、理事会により推薦された者

2 当法人の正会員は、個人会員および施設会員とする。

## 第3章 社 員

### 第15条（入社と任期等）

本法人は、正会員（施設会員の場合はその代表者）の中から選任された200名以上300名以内の正会員（以下「社員」）をもって一般社団・財団法人法に規定する社員とする。

- 2 社員は2年毎に改選を行い47都道府県または地域ブロックより正会員の割合に応じて選任し、その配分人数は別に定める。
- 3 正会員は社員に立候補できる。前項による47都道府県または地域ブロック配分定数を超えた場合は正会員による選挙を行う。その際、立候補した正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。
- 4 社員の任期は、選任の2年後に実施される選挙終了の時までとする。また補充によって選任された社員の任期は、退任した社員の任期の満了すべきときまでとする。加えて社員の再任を妨げない。
- 5 社員を選任するにあたり必要な細則は理事会において定めるが、理事、理事会は社員を選任することはできない。
- 6 社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員の解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない、ただし当該社員は第19条の役員の選任、第24条の役員の解任、ならびに第29条の定款変更についての議決権を有しないこととする。

### 第16条（退社および除名）

社員は、いつでも退社することができる。

- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。
- 3 社員は、一般社団・財団法人法第29条各号の事由の発生により退社する。
- 4 社員は、正会員の資格を喪失したとき（施設会員の代表者の場合は当該施設会員資格を喪失したとき）は退社したとみなす。

社員が施設会員の代表者の場合は当該施設会員の代表者たる地位を喪失した場合も同様とする。

### 第17条（社員の職務）

社員は社員総会を構成し、第29条に定める事項を審議する。

## 第4章 役員等

### 第18条（種類および定数）

本法人に、理事30名以上40名以内、監事3名以内、学術大会長1名を置く。加えて、名誉理事長、顧問を若干名置くことができる。

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を理事長代行副理事長、4名以内を副理事長とする。
- 3 理事長および理事長代行副理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事となる。
- 4 副理事長は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事となる。
- 5 学術大会長、名誉理事長および顧問は一般社団・財団法人法上の役員の位置づけとしないものとする。

### 第19条（選任等）

理事は社員の中から、監事は正会員（施設会員の場合はその代表者）の中から社員総会において選任する。ただし、外部理事は社員以外から、外部監事は会員以外からそれぞれ内1名以上選任することとする。

- 2 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事（2人以上いる場合は、その過半数）の同意を受けなければならない。
- 3 理事長、理事長代行副理事長および副理事長は理事会で選定する。
- 4 名誉理事長は理事長の職にかつてあった者で、本法人の発展に尽力した名誉会員であり、理事長が指名し、理事会および社員総会の承認を得る。
- 5 学術大会長は、理事会の推薦により理事長が指名する。
- 6 理事長、理事長代行副理事長、副理事長、監事はそれぞれ相互に兼ねることができない。
- 7 各理事について、その理事および配偶者または三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係ある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### 第20条（理事等の職務・権限）

理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長代行副理事長および副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また理事長に事故あるときは理事長代行副理事長が、その職務を代行する。
- 4 学術大会長は、学術大会を主宰する。

### 第21条（監事の職務・権限）

監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査することができる
- (2) 本法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査することができる
- (3) 社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告することができる
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生

するおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる  
(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる

## 第 22 条（役員の任期）

- 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期については、それぞれ退任した理事または監事の任期の満了するときまでとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、増員された理事の任期については、他の理事の任期満了のときまでとする。
- 5 理事または監事については、再任を妨げない。
- 6 学術大会長の任期は 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 7 任期中に会員資格を喪失した役員はその資格を失うものとする。

## 第 23 条（役員の欠員）

理事または監事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事または監事は、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

## 第 24 条（役員の解任）

役員は、いつでも第 35 条に規定する社員総会の決議により、解任することができる。

## 第 25 条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引  
(2) 自己または第三者のためにする本法人との取引  
(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第 26 条（報酬等）

役員および社員は無給とする。ただし、役員は有給とことができ、その額は社員総会の決議により定める。

- 2 役員および社員には費用を弁償することができる。  
3 その他、第 1 項または第 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

# 第 5 章 社員総会

## 第 27 条（種類）

本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

## 第 28 条（構成）

- 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。